

原議保存期間	5年(令和9年3月31日まで)
有効期間	一種(令和9年3月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長
各 都 道 府 県 警 察 の 長
(参考送付先)
庁 内 各 局 部 課 長
各 附 属 機 関 の 長

警 察 庁 丙 生 企 発 第 3 3 号
令 和 4 年 3 月 1 0 日
警 察 庁 生 活 安 全 局 長

山岳遭難の防止等に関する対策について（通達）

山岳遭難の防止については、「山岳遭難の防止対策に関する要綱の制定について」（平成31年3月19日付け警察庁丙地発第14号。以下「旧通達」という。）に基づき、各都道府県警察において、それぞれ地域の実態に応じた効果的な山岳遭難防止施策を推進してきたところであるが、近年における登山の実情についてみると、登山家等の行うロック・クライミング、雪山登山等専門知識、技術及び経験を要する本格的な登山からハイキング、山菜採り、溪流釣り等のための軽登山、森林浴、スキー登山、トレイルランニング等に至るまで多様な形態の登山があることから、今後も多種多様な山岳遭難が発生するものと懸念される。

このため、この度、旧通達につき所要の見直しを行ったので、各都道府県警察においては、引き続き、下記のとおり、山岳遭難を防止するための諸施策及び諸活動を総合的に推進するとともに、山岳遭難の発生時における人命救助を的確に行うため、安全登山のための広報啓発活動、山岳関連情報の提供、山岳警備その他必要な活動の推進に努められたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

記

1 山岳遭難の発生実態の分析検討及び資料の整備

(1) 山岳遭難の発生実態の分析検討

ア 都道府県警察は、平素から、過去において管内で発生した山岳遭難の事例及び統計、捜索救助活動の記録を集積し、資料として整備するとともにこれを活用して、次の事項について分析し、山岳遭難の発生形態に応じ、今後その防止のために講ずべき広報、パトロールその他の施策、遭難発生後の捜索救助活動において採るべき措置等事後の対応策の策定上役立つ反省、教訓等の事項を抽出しておくこと。

(ア) 山岳の名称

(イ) 発生場所

- (ウ) 発生日時及び時間帯
- (エ) 登山の目的
- (オ) 遭難の原因
- (カ) 遭難者の死傷等別
- (キ) 遭難者の住居（我が国に居住していない外国人の場合は、国籍）
- (ク) 遭難者の性別
- (ケ) 遭難者の職業
- (コ) 遭難者の年齢
- (サ) 遭難者の登山経験
- (シ) 遭難者のパーティの人数
- (ス) 遭難者の山岳会所属の有無
- (セ) 遭難者の登山に関する書面（以下「登山計画書」という。）提出の有無
- (ソ) 遭難者の救助要請時の通信機器の使用の有無
- (タ) 捜索救助活動出動人員（警察職員、民間救助隊その他）
- (チ) 救助要請の有無
- (ツ) 捜索救助活動日数
- (テ) 捜索救助活動時の警察用航空機等使用の有無

イ 都道府県警察は、管内で発生した山岳遭難に係る遭難者の住居が他の都道府県警察の管轄に属する場合には、当該他の都道府県警察における山岳遭難防止の諸施策に資するため必要な事項を通知し、通知を受けた都道府県警察は、事後の施策の策定に活用すること。

(2) 資料の整備

都道府県警察は、山岳遭難防止施策及び捜索救助の基礎資料とするため、次の資料を作成、整備しておくこと。

- ア おおむね次のような事項を記載した管内の山岳及びその周辺地域の図面（縮尺は、おおむね1/5,000～1/50,000）
 - (ア) 最寄りの交通機関の駅等からの登山コース（車両の運行が可能なルート及び徒歩のみのルートに区分して）の距離及び所要時間
 - (イ) 登山口、下山口及び登山コースの途中にある山小屋、造林飯場その他宿泊又は退避することのできる施設名、管理機関（者）、管理人居住の有無、テント場、通信中継地、中継員を派遣する場所、通信手段の有無及びその内容並びに登（下）山口からの距離
 - (ウ) 過去における山岳遭難の発生地点及びその概要
 - (エ) 山岳の状況を確認できるライブカメラ及び登山口、下山口、登山コース周辺等における防犯カメラ等の設置箇所

(オ) その他必要と認められる事項

イ 山岳遭難防止施策及び捜索救助活動を警察に協力して効果的かつ円滑に推進することのできるおおむね次のような機関・団体等の組織、構成員、連絡窓口等の事項を記載した書面

(ア) 山岳遭難防止対策協議会

(イ) 教育委員会

(ウ) 森林管理署その他の山林又は山岳の管理者

(エ) 山岳会その他の民間の登山関係団体

(オ) 登山者が多数利用する鉄道その他の交通事業者

(カ) 登山口等の登山経路に在る観光業者、旅行業者、山小屋、スキー場等の関連事業者

(キ) 山岳観光及び救助活動を所管する行政機関

(ク) 民間の登山指導及び捜索救助団体

2 登山シーズンの前における登山危険箇所、山岳遭難防止施設等の実態把握

都道府県警察は、各登山シーズンの前に、あらかじめ、山岳関係機関・団体、气象台等と協力し、登山道及び山岳遭難防止のための諸施設について実地踏査を行う等により、管内の山岳遭難多発地域の地形・地物、登山道、登山危険箇所及び登山道標、危険表示板等の山岳遭難防止諸施設の老朽、破損状況を点検し、補修等を要し、又は新たに設けるべき施設等の実態把握を行うこと。

3 山岳遭難防止施設の整備拡充等

都道府県警察は、2による実態把握の結果等に基づき、関係機関と協力、連携して、次により、山岳遭難防止施設の整備拡充に努めること。

(1) 登山口、登山コース等の重要地点に、山小屋、コース、地形、迷路、危険箇所等を明示した登山指導標を設置すること。

(2) 旅館、山小屋、駅、停留所、登山口等登山の拠点となる場所に、登山上の注意事項等を告知するための情報掲示板を設置すること。

(3) 山岳遭難発生時の当該山岳の状況、遭難者の動向等を迅速に把握するため、管内の山岳状況に応じて、登山口、下山口、登山コース周辺等へのライブカメラ、防犯カメラ等の設置その他の山岳遭難の防止等に資する措置が講じられるよう関係機関・団体に働き掛けを行うこと。

4 広報啓発活動、山岳関連情報の提供等

(1) 安全登山、遭難防止等の広報啓発活動の推進

ア 警察は、次の事項について、山岳及び季節ごとに、その特徴的傾向を踏まえつつ、重点的な広報啓発活動を実施すること。

(ア) 最近における山岳遭難の統計からみた遭難の原因及び身近な遭難事例

- (イ) 登山目的や年齢層等に応じた遭難防止のための心得
 - (ウ) 経験豊富な山岳ガイド等の活用
 - (エ) パーティ登山の心得
 - (オ) 単独登山その他無謀な登山の回避
 - (カ) 無理のない登山計画の作成
 - (キ) 登山計画書の効用及び警察等への提出の励行並びにその提出方法
 - (ク) 遭難した場合に備え、携帯電話等の通信機器及びGPS端末等登山者の位置情報が確認できる装置の携行並びに家族、知人等への定時連絡
 - (ケ) その他遭難の実態からみた安全な登山のための気象条件、装備、食糧、体力、体調、登山の経験と山岳の選び方、登山コース、日程その他の安全な登山計画を立てるための心得
- イ 警察は、広報啓発活動の実施に当たっては、山岳関係機関・団体、報道機関と連携して、次に掲げる方法による等地域の実情に応じ創意工夫を凝らした効果的な方法により推進すること。
- (ア) 新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関に素材を提供するほか、自治体広報紙（誌）、自治会・町内会の回覧板、有線放送、交番・駐在所のミニ広報紙、インターネット等あらゆる広報媒体を活用すること。
 - (イ) 登山に関する専門雑誌等の出版社に素材を提供すること。
 - (ウ) ポスター、パンフレット、リーフレット等の広報資料を作成し、登山者の出発駅、登山口の最寄りの駅、案内所、交番・駐在所その他登山者が集中する場所において、これらを掲示、配布するほか、リーフレットの配布等によりワンポイントの現場指導を行うこと。
- また、必要に応じて、外国人登山者向けの外国語版の広報資料を作成すること。
- (エ) 学校、職場、団体等に対して広報資料の配布、専門の警察職員による講演、個別指導等により遭難防止の呼び掛けを行うこと。
 - (オ) 旅館、山小屋、交通機関等の協力により一般登山者の注意を促すこと。
- ウ 過去における山岳遭難の発生実態等からみて他の都道府県警察の管轄する山岳に登山する者が多数出発する駅、住居等を管轄する都道府県警察は、必要に応じて当該他の都道府県警察と連携の上、地域の実情に応じた広報啓発活動を行うものとする。
- (2) 登山者の実態把握
- 都道府県警察は、捜索救助に際して必要となる遭難者の登山計画等をあらかじめ把握しておくことができるようにするため、山岳関係機関・団体と連携の上、登山者が気軽に記入することができる登山計画書を管内の駅、出発地宿泊所、入

山管理機関等に備え付けるとともに、警察のウェブサイト等に掲示して、登山計画書を提出するよう啓発し、登山者の実態把握に努めること。ただし、都道府県条例等に登山計画書に関する規定がある場合は、この限りでない。

(3) 山岳関連情報の収集及び提供の強化

ア 都道府県警察は、管内の山岳に係る気象情報、山岳遭難危険情報、山岳遭難情報等の山岳関連情報を、次に掲げる方法による等地域の実情に応じ創意工夫を凝らした効果的な方法により随時収集すること。

(ア) 山小屋、山案内人組合、地元登山者等の民間関係者の協力を求め、一般登山者の登山状況、山岳遭難危険箇所の出現、山岳遭難の発生等の山岳関連情報の警察官への通報を促進すること。

(イ) (ア)による情報のほか、気象台からの気象情報等の収集に努めること。

イ 都道府県警察は、ア(ア)により収集した情報をテレビ、ラジオ等の報道機関にタイミングよく提供するとともに、山岳情報に関する専用電話を設置するほか、警察ウェブサイト等を活用して登山者等に随時提供するなど効果的な山岳関連情報の提供システムを工夫し、効果的な提供に努めること。

5 山岳警備の実施

(1) 山岳警備体制の整備、確立

都道府県警察は、次のような事項に配意して、山岳警備体制の整備、確立を図ること。

ア 山岳警備組織の編成

山岳遭難救助のボランティアその他の関係機関・団体等との連携を密にして、遭難発生時に直ちに捜索救助隊を編成し出動することができるよう、地域の実情に応じた捜索救助隊の編成を行うこと。

なお、主要山岳を管轄し、かつ、過去の山岳遭難の実態からみて遭難の多発が予想される地域を管轄する都道府県警察においては、捜索救助活動のみならず、山岳遭難防止のため現地に常駐して警戒警備活動を行うための拠点として臨時警備派出所を設置し、あるいは山岳警備隊を組織するように努めること。

イ 山岳警備に従事する警察職員の適格者の選任

捜索救助その他の山岳警備に従事する警察職員は、経験、体力、知見等を考慮して適格者を選任すること。

ウ 装備資器材の整備等

現有の山岳遭難救助用の装備資器材については、必要に応じて直ちに使用することができるよう常に点検、整備を怠らないようにするとともに、救助活動の態様により必要となる装備資器材については、部外からの借上げを考慮しておくなど、平素から装備資器材の確保に関し十分配意すること。

特に、警察用航空機その他の航空機を十分に活用するように配慮すること。

また、効果的な捜索を行うために、地域の実情に応じて警察犬（捜索犬）の活用を配慮すること。

エ 医療機関との連携

遭難者の救助活動時における円滑な救助に資するよう、医療機関と緊密に連携すること。

オ 山岳警備計画の策定

アからエまでの事項に配慮して山岳警備組織の編成、装備資器材の整備等を促進し、いかなる事態が発生しても迅速に出動することができるよう山岳警備計画を策定しておくこと。

カ 教養訓練の実施

平素から、山岳警備に従事する警察職員に対し、山岳遭難救助その他の山岳警備に必要な登山技術、警察無線機、救命用具その他の装備資器材の操作技能、救急法、遭難者の搬送要領、気象知識、山岳無線の通話要領等について、計画的に実戦的な教養訓練を実施し、その知識、技能の向上に努めること。

(2) 山岳遭難の防止のための警ら、警戒警備活動の実施

登山者が集中する山岳を管轄する警察署においては、登山の実態を把握し、必要に応じ、登山口付近においてパトロールを実施する等警ら、警戒警備活動を強化するとともに、登山者に対し、次の事項について現場において注意、指導警告等を行うよう努めること。

ア 登山計画書の提出の有無の確認

イ 登山計画にふさわしい装備及び食糧の携行の点検指導

ウ 避難施設、危険箇所の教示

エ その他安全登山について必要な事項

(3) 山岳遭難発生時における捜索救助活動の実施

都道府県警察は、山岳遭難が発生したときにおいては、次のような事項に配慮して捜索救助活動を実施すること。

ア 捜索救助隊員の招集計画の策定

山岳遭難が予想される事態が発生した場合において要員を速やかに招集することができるよう、あらかじめ、各種の条件ごとの捜索救助隊員の招集計画を立てておくこと。

イ 捜索救助活動を開始するに当たっての事前検討

関係者から山岳遭難の届出があった場合には、遭難が予想される者の動向、登山ルート、当時の気象状況、地理的条件等を十分に検討した上で、活動を開始すること。

ウ 遭難発生通報系統の確立

山岳遭難の発生を認知し、又は登山計画書等により遭難したと予想される事態が発生したときは、速やかに、その後の円滑な情報交換について関係機関と打合せを行い、併せてその通報連絡系統を確立しておくこと。

エ 迅速的確な搜索救助活動の実施

搜索救助活動は、気象条件や地理的条件を考慮の上、迅速、的確に実施するとともに、出動に際しては、現場の指揮体制を明確にし、無人航空機等の装備資器材を効果的に活用すること。

オ 関係機関等との連携

山岳遭難の形態、規模等から多数の機関、団体等による大規模な搜索が行われる事態となった場合には、関係する都道府県警察、関係機関・団体等との連携、協力体制を確立し、搜索方針、物資輸送、通信連絡、隊員の確保及び交代等について相互のそごを防ぎ、有機的、一体的な搜索救助活動が行われるようにすること。

カ 搜索救助活動における安全管理の徹底

搜索救助活動に当たっては、その体制、遭難者の救助に係る緊急性の程度、現場責任者からの報告等を踏まえ、二重遭難の危険性が高いと認められる場合には、搜索救助活動の延期又は中止を組織的に判断し、二重遭難の絶無を期すこと。

キ 搜索延期又は中止の決定

気象の変化等により搜索を延期又は中止する場合には、関係機関・団体及び遭難関係者の意見を参酌の上、警察の判断で決定すること。

(4) 隣接する都府県警察の間の連携の強化

都府県の境界付近における搜索救助活動につき、都府県警察相互の協力が円滑に行われるよう、隣接する都府県警察が参加する合同訓練、研修会等を実施し、隣接する都府県警察の間の連携の強化を図ること。

6 積極的な賞揚等

搜索救助活動は高度の危険を伴う困難なものであることから、搜索救助活動に従事する警察職員を適切に評価するとともに、積極的に賞揚すること。